

## 特別警報、気象警報が発せられた場合の公開講座等の取扱いについて

### 1 目的

この取扱いは、特別警報、気象警報が発せられた場合において愛知県立大学が主催する公開講座、学術講演会その他学外関係者等を対象とする行事等（以下「公開講座等」という。）の開催の取扱い及びその受講者等への周知方法について定めるものとする。

- 2 特別警報、気象警報が発せられた場合とは、名古屋市、春日井市、瀬戸市、尾張旭市、長久手市、日進市、豊田市（西部）のいずれかの市、または公開講座等を行う市町村において、特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）または気象警報（暴風、暴風雪）が発令されている場合のことをいう。

### 3 決定時期等

- (1) 開催時刻の3時間前に特別警報、気象警報が発せられた場合には、公開講座等を行わない。
- (2) 特別警報、気象警報が発せられた場合以外であっても、気象条件等により公開講座等を開催することが、受講者の安全確保等の点から不相当と判断される場合には、公開講座等を行わない。

### 4 受講者に対する周知方法

- (1) 公開講座等の案内における周知  
特別警報、気象警報が発せられた場合の開催の有無について、事前に、その決定時期や基準及び照会先を公開講座等の案内で周知する。
- (2) 中止決定を行った場合の周知  
事前案内における照会方法に従い、大学への問い合わせ及び伝言ダイヤルにより、受講者へ公開講座等の中止決定を伝える。  
なお、大学への問い合わせに備え、事前に警備員へその旨を伝える。

### 5 第三者が主催する講座等

第三者が本学の施設を使用し学外関係者等を対象として講座等を開催における特別警報、気象警報が発せられた場合における講座等の取り扱いについては、2及び3（2）の例により取扱うよう第三者に求めるものとする。